

貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝塚市補助金等交付規則（平成18年貝塚市規則第3号）に定めるもののほか、新たな地場産品の創出又は既存の地場産品の生産強化等（以下「新たな地場産品の創出等」という。）が地方創生に果たす役割の重要性に鑑み、新たな地場産品の創出等に関する施策を推進することにより、ふるさと納税の本来の趣旨である地方創生に資することを目的として、新たな地場産品の創出等を行う事業に取り組む事業者に対して交付する貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 市内に事業所等を有する事業者又は市内に事業所等を開設する予定の事業者が新たな地場産品の創出等に取り組む事業をいう。
- (2) クラウドファンディング 別に定める貝塚市新たな地場産品創出等支援事業募集要項（以下「募集要項」という。）により募集及び採択がされた補助事業を実施するための資金を、市長が指定するインターネットサイトにおいて、ふるさと納税制度（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定による寄附金税額控除を適用する制度をいう。）を活用して、募集し、調達することをいう。
- (3) 目標額 クラウドファンディングにおいて調達しようとする目標額をいい、その時点において想定される補助対象経費の額に2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、別表第1のとおりとする。

(補助事業者)

第4条 この要綱により補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、新たな地場産品の創出等の実施主体である事業者で、募集要項に定める要件を満たす者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) クラウドファンディングにより調達した額（以下「調達額」という。）が目標額に達した者又は調達額が目標額に達しなかった者のうち、実施主体の事業者が自らの責任において補助事業を行うことについて市長と協議し、同意を得た者
- (2) 市内に事業所等を有し、又は開設を予定する者で、補助事業が完了した日から5年以上継続して当該補助事業を行う意思を有する者
- (3) 市税の滞納（納税猶予等の措置による者を除く。）がない者
- (4) 新たに創出された地場産品又は生産強化された既存の地場産品を市のふるさと納税の返礼品に登録する意思を有する者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する事業を営んでいない者

(6) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者

(7) その他第1条に規定する補助金の趣旨に照らし、市長が不適当と認める事業を営んでおらず、今後も行わない者

（補助金の額）

第5条 補助金の総額は、調達額に10分の5を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象経費の合計額を超えることはできない。

2 補助事業が複数年度にわたる場合における各会計年度の補助金の額は、前項の規定により算定される補助金の総額の範囲内で、当該会計年度において実施する補助事業に係る補助対象経費の額の合計額とする。

（補助事業の実施期間）

第6条 補助事業の全体の実施期間は、原則として補助金の交付決定を受けた日（補助事業が複数年度にわたる場合は、最初に補助金の交付決定を受けた日）又は第10条に規定する事前着手をした日から市長が認める日までとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる必要書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 補助事業が複数年度にわたる場合、補助事業者は、会計年度ごとに、当該年度における事業内容及び補助対象経費を仕分けし、前項に規定する手続を行わなければならない。

（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付の可否を決定し、貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）又は貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業者は、補助事業の実施途中又は実施後において、クラウドファンディングにより寄附を実施した者に返礼品を発送すること。

（交付決定前の着手）

第10条 各会計年度の補助事業の着手は、原則として補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、補助事業の効率的な実施を図る必要があり、又は補助事業の実施に当たりやむを得ない事情がある場合は、市長に事前着手届（様式第4号）を提出した後に着手することができる。

（申請の取下げ）

第11条 補助事業者は、交付決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から14日以内に貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金取下書（様式第5号）を市長に提出することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

（変更等の承認）

第12条 補助事業者は、交付決定通知書を受けた場合において、当該通知に係る補助事業の内容、実施計画等を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金変更等申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更等の申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号。以下「交付決定取消通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。

（軽微な変更の範囲）

第13条 第9条第2号及び前条第1項に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 当該会計年度における補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- （2） 実施計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更

（実績報告）

第14条 補助事業者は、各会計年度における補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該会計年度の末日までに貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 補助事業の実施状況が確認できる書類（事業報告書）
- （2） 収支決算書又はこれに代わる書類（収支決算書）
- （3） 貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金精算報告書（様式第10号）（第17条の規定による概算払により補助金の交付を受けた場合に限る。）
- （4） 補助事業の実施状況が確認できる写真、資料等
- （5） 補助事業の実施に係る領収書等の写し
- （6） 補助対象経費に係る支出明細書
- （7） その他市長が必要があると認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る当該会計年度の補助事業の成果が補助金の交付の

決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金確定通知書（様式第11号。以下「確定通知書」という。）により、補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による調査の結果、補助事業の是正の見込みがなく、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（交付の請求）

第16条 補助事業者は、確定通知書を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付の特例）

第17条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため、又は補助事業の性質上必要があると認めるときは、各会計年度において補助金を概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定により各会計年度において概算払により交付することができる金額は、当該会計年度の交付決定額の10分の4以内の額とする。
- 3 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付決定通知書を受領した後、概算払を必要とする理由を添えて、貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金交付（概算払）請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- 5 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けた結果、預金利子等が生じた場合は、その預金利子等を当該補助事業の対象となる経費に充当しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- （4） 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （5） 市長の指示に従わないとき。
- （6） その他関係法令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において既に補助金が交付されているとき、又は確定した補助金の額が概算払により交付した補助金の額を下回るときは、貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金返還命令書（様式第14号）により、

補助事業者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第20条 補助事業者は、第18条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金加算金・延滞金免除申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除しようとするときは、貝塚市新たな地場産品創出等支援事業補助金加算金・延滞金免除承認通知書（様式第16号）により、補助事業者に通知するものとする。

（他の給付金等の一時停止等）

第21条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命じられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき給付金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金等と未納付額を相殺することができる。

（財産処分制限）

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該補助金の額に相当する金額を返還した場合及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（書類の保存）

第23条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関する書類及び帳簿等の関係書類を、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月10日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費 （ふるさと納税の返礼品として活用できる新たな地場産品の創出等に要する施設及び設備等に関するもの）
土地取得費（測量費、造成費を含む）
施設整備費
施設・設備の撤去費
土地・建物の賃借料（補助事業の完了までの期間に発生する費用に限る）
内装・設備・施工工事費
建物改造費
備品購入費
機械器具の取得費・賃借料（賃借料の場合、補助事業の完了までの期間に発生する費用に限る。）
消耗品費（事業実施に直接必要な少額の事務用品や作業用消耗品であり、現地調査などで明確に確認できるものに限る。）
委託費（自社で実施できない専門的な作業を外部に委託する費用。ただし下記対象経費に含まないものは除く）
通信運搬費
広告宣伝費（補助対象経費の総額の10パーセント以内とする。）
その他補助事業に要する経費

注1 次に掲げる経費は、補助対象経費には含まないものとする。

- ・ 公租公課
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 官公署に支払う手数料等
- ・ 人件費
- ・ 飲食費
- ・ 光熱費
- ・ 返礼品等の製造に係る費用
- ・ 新たな地場産品の創出等に直接要しない費用
- ・ その他社会通念上不適切と認められる費用

注2 土地取得費を交付の対象とするためには、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- ・ 貝塚市新たな地場産品創出等支援事業への企画提案時点で候補地の選定が完了していること。
- ・ 新たな工場等の設置を伴う事業であること。
- ・ 既存工場等も含めて全体の生産能力を減少させる等でないこと。

別表第2（第7条関係）

添 付 書 類

【共通】

- （1） 事業実施計画書
- （2） 収支計画書
- （3） 市税に未納がない証明
- （4） 事業実施等誓約書（様式第17号）
- （5） 暴力団員非該当等誓約書（様式第18号）

【個人の場合】

- （1） 住民基本台帳法に基づく住民票の写し（3箇月以内のもの）
- （2） 個人事業の開廃業等届出書（個人事業で届出済の場合）
- （3） 直近の決算書（個人事業主が新たに事業を開始する場合は、これまでに営んでいた個人事業に係る直近の決算書とする）
- （4） 税務署が発行する納税証明書その3の2
- （5） その他市長が必要と認める書類

【法人の場合】

- （1） 履歴事項全部証明書（3箇月以内のもの）
- （2） 定款の写し
- （3） 直近の決算書（既存の会社が新たに会社を設立して事業を行う場合は、既存会社の直近の決算書とする）
- （4） 税務署が発行する納税証明書その3の3
- （5） その他市長が必要と認める書類